

市第 108 号議案

横浜市火災予防条例の一部改正

横浜市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 9 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市火災予防条例の一部を改正する条例

横浜市火災予防条例（昭和48年12月横浜市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第47条第 1 項第 1 号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、同項第 2 号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、「
、若しくは」の次に「主要構造部が」を加える。

第51条第 1 項第 1 号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

別表第 8 中

「

5,000 円
3,500 円
4,000 円

」

を

「

5,800 円
3,800 円
4,400 円

」

に、

「

3,500 円
3,000 円
6,000 円
3,500 円

」

を

「

4,300 円
3,800 円
6,800 円
4,000 円

」

に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

建築基準法及び建築基準法施行令の改正の趣旨を踏まえ屋内消火栓設備及び自動火災報知設備に関する基準について規定の整備を図るとともに、甲種防火管理講習等の受講手数料を改定する等のため、横浜市火災予防条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市火災予防条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（屋内消火栓^{せん}設備に関する基準）

第 47 条 次の各号に掲げる防火対象物には、屋内消火栓^{せん}設備を設けなければならない。

- (1) 令別表第 1 (16) 項に掲げる防火対象物で、延べ面積が、特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては 3,000 平方メートル以上、特定主要構造部を耐火構造としたその他の防火対象物又は建築基準法第 2 条第 9 号の 3 イ若しくはロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては 2,000 平方メートル以上、その他の防火対象物にあつては 1,000 平方メートル以上のもの
- (2) 令別表第 1 各項に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が 5 以上のもの（特定主要構造部が耐火構造であるか、若しくは主要構造部が不燃材料で造られているもので、5 階以上の階の部分の床面積の合計が 100 平方メートル（特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたものにあつては、200 平方メートル）以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造であるもので、5 階以上の部分が床面積の合計 100 平方メートル（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたものにあつては、200 平方メートル）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。）

(第2項から第5項まで省略)

(自動火災報知設備に関する基準)

第51条 次の各号に掲げる防火対象物またはその部分には、自動火災報知設備を設けなければならない。

- (1) 令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物 (特定主要構造部を耐火構造としたもの 又は または 建築基準法第2条第9号の3イ 若しくは もしくは は は ロのいずれかに該当するものを除く。) で、延べ面積が200平方メートル以上のもの
- (2) 令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物 (特定主要構造部を耐火構造としたもの 又は 建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。) のうち、同表(5)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分 (当該用途に供される部分及び次に掲げる用途に供される部分の床面積の合計が200平方メートル以上の場合に限る。)

(ア及びイ省略)

- (3) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物 (同表(16)項イに掲げる防火対象物にあつては、小規模特定用途複合防火対象物に限る。次号において同じ。) (特定主要構造部を耐火構造としたもの 又は 建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。) のうち、2階以上の階を同表(5)項ロに掲げる用途に供するもので、延べ面積が300平方メートル以上のもの

(第4号、第2項及び第3項省略)

別表第8 (第69条の2第1項、第69条の3第2項)

区 分		手 数 料
甲種防火管理講習	省令第 2 条の 3 第 1 項に規定する甲種防火管理新規講習（以下「甲種防火管理新規講習」という。）	<u>5,800円</u> 5,000円
	省令第 2 条の 3 第 1 項に規定する甲種防火管理再講習（以下「甲種防火管理再講習」という。）	<u>3,800円</u> 3,500円
乙種防火管理講習		<u>4,400円</u> 4,000円
(省 略)		
防災管理講習	省令第 51 条の 7 第 1 項に規定する防災管理新規講習（以下「防災管理新規講習」という。）	<u>4,300円</u> 3,500円
	省令第 51 条の 7 第 1 項に規定する防災管理再講習（以下「防災管理再講習」という。）	<u>3,800円</u> 3,000円
甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習		<u>6,800円</u> 6,000円
甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習		<u>4,000円</u> 3,500円
(省 略)		